DEPARTMENT OF THE AIR FORCE
374TH AIRLIFT WING

2020 年 11 月 18 日

横田基地所属の全人員に対する覚書

差出人: 第 374 空輸航空団司令官

件名: 公衆衛生非常事態における保護対策の更新について

1. 日本国内における新型コロナウイルスの感染が引き続き我々に危険をもたらしています。2019年3月28日付の国防総省命令（DoDI）6200.03の「国防総省内における公衆衛生非常事態の管理」ならびに2019年12月10日付の米国空軍命令10-2519の「*公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項*」に従い、基地司令官としての権限で公衆衛生非常事態を宣言しました。以下に続くこれらの対策は米国軍人、米国軍に勤務する米民間人、全扶養家族、退役軍人および退職した米民間人、接受国の従業員、契約業者および基地に出入りするその他の人間を含め（しかしこれらに限定されるものではない）、現在横田基地にいる、もしくは所属する全ての人員が**守ることを義務付ける**。この命令の対象者はミッション・パートナーおよびテナント部隊に所属する人員も含む。これらの対策は**2020年11月18日(水)**に施行され、更新および再発布、または私もしくは私の後任によって取り消されることが無い限り、**2020年12月8日**まで有効とする。この方針は、15日毎に見直しを行い、これらの措置を継続もしくは軽減すべきかを検討する。

2. 地域の定義:

a. 今も続くCOVID-19の感染拡大から我々の人員および家族を守るため、日本国内の地域を定める。我々の地域は、東京首都圏を除外した日本国内とする。東京都の中心街（例：渋谷、新宿および六本木）は地域の一部ではない。地域を示す地図は、https://www.yokota.af.mil/COVID-19/に掲示されているほか、この覚書にも添付されている。基地の人員は、第3項、7項ならびに8項で禁止されている以外の全ての活動を行う目的で、地域内の移動が認められる；ただし、現在健康保護態勢チャーリー（HPCON Charlie）にある施設を訪問する場合、指揮系統内のO-6からの事前許可を必要とする。基地の人員で、現在上記の地域以外に居住する者については、食事施設、食料品店、ショッピング、通学、および医療施設等の必要不可欠なサービスを利用する目的で、自宅のごく近辺を移動しても良い。

b. 全ての米国軍人は、勤務中、休暇中、特別休暇中、または短期特別休暇中のいずれに関わらず、第4、5項ならびに第9項に従って定義する地域外に移動する場合を除き、上に定義する地域に滞在しなければならない。日米地位協定が該当する米民間人従業員及び扶養家族は、上記に定義される地域に滞在することが強く勧められると同時に、その地域を離れた場合、帰宅後は14日間の移動制限を**受けることとする。第9項にある事前の許可なしに、もしくは第4項にある任務に必要かつ不可欠な理由以外で、東京など、現在立ち入りが禁止される地域に行った場合、基地からの立ち退きを含む行政処分に及ぶ可能性がある。**特別な状況によりこの方針の定義を超え、かつ第4、5項ならびに第9項に該当しない移動を必要とする者については、指揮系統内の将官/上長に**許可**申請を行う事ができる。第374空輸航空団の人員または指揮系統内に将官/上長がいない部隊については、私に許可申請を行うこと。

3. <u>地域における制限</u>: 禁止される必要不可欠ではないサービスには、バー、ナイトクラブ、カラオケ、社交クラブ、遊園地/テーマパーク、もしくは、人が密集、人との密接な接触または閉鎖された空間でCOVID防止対策が実施できない可能性のある他の全ての施設が含まれる。基地外での仕事については、基地内で義務付けられた社会的距離と同様の手順を保ち、安全に留意して勤務すること。基地外への通学および託児所の利用については、両親が学校の方針を踏まえた上で、それらの施設を利用する事で生じるリスクを考慮のうえ、個別に判断すること。

4. <u>任務上絶対不可欠とされる移動</u>:

a. 地域外への任務上必要不可欠な移動は、この覚書が効力を持つ間、許可される。任務所絶対不可欠な移動とは、診療予約、他の軍施設での公用、日本政府関係者との面会予約、アメリカ大使館訪問、基地外の住宅探し等を含む（しかし、これらに限定されるものではない）。何が任務上絶対不可欠とされる移動に該当するか不明な場合は、各々の指揮系統内で適宜相談すること。自宅または横田基地と任務上絶対不可欠な予約を取った場所との往復は、直行・直帰のこと。

b. 第374空輸航空団の人員が公費で出張に出かける場合、**出張に行く人員の指揮系統内のO-6が許可を与える。全ての出張については**、渡航の目的が、2020年5月22日付の国防長官メモに記載される11項目の例外に該当する場合を除き、**または、このポリシーの旧版が有効だった時点で将官からの許可を受けていた場合を除き、この許可が必要となる。**在日米軍司令部の方針に従い、健康保護態勢チャーリー（HPCON Charlie）にある基地もしくは軍事施設への移動に際しては、指揮系統内の大佐からの許可を必要とする。

5. <u>公共の交通機関</u>：

a. 以下の場合、日本国内において公共交通機関を使用することができる。もっぱら日本国内において航空機による移動をする場合、これを許可する。日本国内の空港へのアクセスに制限はない。新幹線による日本中の移動はこれを許可する。タクシーによる旅行は引き続きこれを許可する。いかなる公共交通手段であれ、人員は機内または新幹線内にて飲食をする時以外、常にマスクを着用のこと。

b. ローカル電車・バスは、いつでも使用を許可する。人員は、ラッシュ時の過剰に混んでいる電車を利用する際は、注意するとともに可能な限り、適切な計画を立てること。人員は、電車が過剰に混んでいる場合、次の電車を待つことが推奨される。ローカル電車・バスを利用している間は、常にマスクを着用のこと。

c. 東京首都圏への訪問は、引き続き禁止されているが、ローカル電車・バスを利用してその地域の空港もしくは新幹線の駅に行き、航空機または新幹線での移動を行う場合、上記a.に記載されている通り、限定的にこれを許可する。

6. 基地訪問についての方針：

a. 国防総省の ID カードもしくは横田基地へのアクセス許可証を所持する者は、引き続き基地への出入りが許可される。来訪者リストに記載された、またはスポンサー権限を持つ者にエスコートされた契約業者は、契約で義務付けられた業務を行うためのみに、来訪が許可される。契約業者は、基地内での業務を行うため指定された場所にのみ行き来が許可される。

b. 成人で国防総省の ID カードを所有する者は、横田基地において一人につき訪問者一人を上限としてスポンサーとなる権限を与える。成人の国防総省の ID カード所有者とは、18 歳以上の者を指す。今後多摩補助施設レクリエーションエリアを訪問する場合、成人で国防総省の ID カードを所有する者は、同施設のセキュリティステーションにて署名をし、上限 8 名までゲストのスポンサーとなる権限を与える。

c. 横田基地においてゲストのスポンサーとなる際は、成人で国防総省の ID カードを所有する者は一週間 7 日間、午前 6 時から午後 10 時の間に、ビジター・コントロール・センターでパスを発行してもらう必要がある。成人で国防総省の ID カードを所有する者は、身元引受人として、ゲストが 24 時間滞在できるパスを入手でき、ゲストが横田基地に滞在している間は、常にゲストと共にいる事が義務付けられる。公式な訪問者については、米軍人、自衛隊員または米民間従業人にエスコートされ、公用で基地の人員と面談する場合は、上記の制限を免除する。個人的な訪問者について、このポリシーへの例外許可申請は、テナント部隊においては指揮系統内の将官

/上長（が基地内にいる場合）を通す。他の全ての部隊については、私が基地司令官として許可権限を持つ。例外許可申請書は既に配布済み。

7. 集会：

a. **地域において COVID-19 の感染者数が増加していることを鑑み、全てのソーシャルギャザリングは、現在の時点では 6 名、もしくは 2 家族による参加を上限とする。この規則に対する例外は、中隊長（ミッションパートナー/統合軍の人員においてはそれに相当する階級の者）が許可しても良い。ソーシャルギャザリングとは、勤務地以外で任務上必要不可欠とされる目的以外の理由で人が集まることと定義する。レストラン内での食事、または第 3 項にて禁止されていない他の活動を行うにあたっては、6 人以下の集まりであっても、自分の家族のみが集まる場合を除いては、必ず社会的距離を保ち、かつマスクを着用すること。**

b. 基地外で行われる礼拝については、安全に行うことが可能である限り、**制限付きソーシャルギャザリングに関する規則**の例外として参加が認められる。基地外でのそのようなサービス（礼拝等）に参加を希望する者は、短時間の宗教的儀式に関連する飲食を除いては、社会的距離を取る、マスクを着用する等の注意をすること。もしもそのサービス（礼拝等）が安全な方法で行われていないと思われる場合は、人員は個人の責任において、そのような環境から離れること。定義された地域外に在住する人員に関しては、社会的距離を保つことが可能な場合は、自宅付近においてペットの散歩や屋外での活動を行う事が出来る。群衆がいる可能性のある、密接な接触の可能性がある、もしくは閉鎖された空間で、COVID 感染防止策を取れない場に行き当たった人員は、その場から直ちに離れること。ソーシャルギャザリングについて不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で適宜相談のこと。

8. 運動: 人員は社会的距離を取りかつ器具を清掃し清潔を保つ事ができる場所において運動を行う事が推奨される。しかし、マスクを着用しない、社会的距離を保てない、もしくは複数の人間により器具が使用される場所において集団で運動を行うに当たっては危険が伴い続ける。したがって、マスク着用または社会的距離が維持される集団での運動は以下が許可される：バレーボール、野球、ソフトボール、テニスおよび器械体操。許可される運動を行うにあたっては、使用後の器具は丁寧に清掃すること。他の運動で他人と緊密な距離で飛沫を浴びる可能性のある集団での活動は以下の通り（しかしそれらに限るものではない）引き続き禁止とする：サッカー、バスケットボール、ラケットボール、フットボール、レスリング、ホッケー、ラグビー、アルティメット（フリスビー競技）および身体的接触のある武術。これらの禁止される運動であっても形を変えたもの（例：個人の技のドリル、筋力鍛錬のコンディショニング運動、型の練習、射撃訓練等）であ

れば、厳格な社会的距離を保ち、またはマスクを着用し、かつ器具を共用しない、もしくは器具が清潔に保たれている場合には行ってもよい。

9. 休暇： 個人の住宅もしくは地域内での休暇は、直属の上司より許可を得ることができる。軍人もしくは民間人従業員の日本国外での休暇については、中隊長またはそれと同等の者から許可を得ることができる。**東京首都圏内で休暇を取る、もしくは任務上必要不可欠な理由以外で同圏内の訪問を希望する人員は、私のオフィスに特例申請を提出することが義務付けられる。**健康保護態勢チャーリーの基地もしくは軍事施設で休暇を取る場合、指揮系統内の O-6 からの許可が必要となる。許可権限を持つ者は、休暇を許可する前に、その人員が旅行することのリスク評価をし、目的地の健康保護態勢を確認することが義務付けられる。軍用機の空席を利用する場合は、空軍長官の方針に従い、引き続き特例許可申請に対し指揮系統内の将官からの許可を必要とする。

10. マスク着用:

a. 米国防長官の指導に従い、横田基地もしくは多摩サービス補助施設の全人員は、社会的距離を保つことが出来ない場合、布製品で顔面を被覆すること。この規則は個人の住宅内、または定義された地域内での宿泊施設内では適用されない。生後36か月またはそれ以下の子供については、マスク着用は要求されない。チャイルドディベロップメントセンター（基地の託児所）に預けられる子供についてもマスク着用は要求されない。複数人が同じ車両に同乗する場合、マスクの着用が必要となるが、近親者同士が同乗する場合においては、その限りではない。

b. 更に、横田基地または多摩サービス補助施設の訪問を希望するすべての人員は、基地外の定義された地域内においてはマスクを着用すること。日本国民は、公共の場において通常マスクを着用するが、我々の人員も、感染症拡大を防止するためにCOVIDへの対応強化が求められる今般、また、我々が責任をもって行動しているイメージを接受国の国民に広く持ってもらうために、我々もマスクを着用するべきである。加えて、基地外でのマスク着用は、予防および危険を減少する対策であり、これを実行することで、基地外で安全に行える活動の幅を広げることにつながる。人員は、屋外での運動の最中は、マスクを外しても良い。人員は、レストランで食事をとる最中はマスクを一時的にはずしても良いが、レストランに入る際は着用していること。また食事を終えたらマスクを再び着用のこと。人員の中で、この命令の有効期間中に、公共の場でマスク着用を拒否する者、および上記の例外に該当しない者でマスク着用を拒否する者は、基地へのアクセスを一時的に拒否されるか、立ち入り禁止となる可能性がある。

11. 接触者追跡：全米軍人、民間人、日米地位協定が適用される扶養家族、接受国従業員は、毎日、接触者の追跡記録をつけること。これらの記録は、医療従事者のみが閲覧する。接触者追跡記録は以下の条件が満たされた場合に要求される:

a. マスク着用の有無に関わらず、他人と6フィート（2メートル）以内の距離で**15**分以上一緒にいた場合;（基地外―場所ならびに滞在した時間を記録する）

b. 介護中、同居中、または訪問（同居する肉親は除く）中に接触した場合;

c. 医療施設の待合室で同時に居合わせた場合（時間、クリニックの名称、および待合室の場所を示すこと。全ての患者の氏名は記載する必要なし）;

d. 他人の飛沫を直接浴びた場合　(例　咳をされた、くしゃみをされた)。

12. 全ての人の安全のために尽力していただき感謝します。これらの対応策が家族に負担を強いていることは承知しています。しかし、我々のコミュニティを守るためには、これらの対策が絶対に必要です。基地に暮らす、または働く人員へのリスクを軽減するには、皆さんが全力で対応する事が不可欠です。

13. これらの対応策について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で相談するか、横田基地広報部（メールアドレス 374aw.pav3@us.af.mil）まで問い合わせてください。

司令官

米国空軍大佐アンドリュー J キャンベル

添付：

2020 年 10 月 7 日付横田基地における地域の範囲を示す地図